平成２２年（フ）第３０６号
群馬県前橋市六供町324番地７　トキワソウ２Ｆ―キタ
債務者　矢島　和雄
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３０８号
群馬県佐波郡玉村町大字上福島566番地３　クイーン・アイリⅠ―102
債務者　池野　篤志
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３０９号
群馬県吾妻郡草津町大字草津462番地73　田村マンション１号棟403
債務者　笛木　眞弓
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１７２号
群馬県高崎市浜尻町744番地１　ルーシャス21　305号
債務者　山縣　悦代（旧姓細野）
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１７５号
群馬県高崎市棟高町1802番地35　レオパレスエーレ103号
債務者　佐藤　恵志
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４５１号
千葉県船橋市習志野２丁目11番28―206号
債務者　佐藤　竜馬
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６１６号
千葉市緑区越智町705番地653
債務者　秋庭　史苑（旧姓名秋庭志津子）
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４５号
三重県多気郡大台町栃原36番地２
債務者　村田　智城
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第５９号
三重県多気郡明和町大字佐田936番地18
債務者　中村　友厚
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第７０４号
京都市右京区西京極芝ノ下町42番地13
債務者　中島こと　金　　末奉
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５８８号
京都市右京区嵯峨天龍寺北造路町18番地５　府営住宅２棟402号
債務者　奥野　崇之
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７９７号
京都府向日市物集女町北ノ口41番地の32
債務者　岡田　愛里
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９６４号
京都市伏見区横大路松林26番地17
債務者　水舩　明美
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３５号
京都府舞鶴市字十倉155番地７
債務者　山口　幸夫
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第４８０号
堺市南区三原台１丁３番30棟303号、住民票上の住所堺市中区深井畑山町2500番地１―1105号
債務者　長谷川敏一
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６０７号
大阪府河内長野市南花台３丁目４番38―203号
債務者　大西　智之
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６０８号
大阪府河内長野市南花台３丁目４番38―203号
債務者　大西　俊子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係